



チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第3回 2015年2月

国家税务总局、中国資産の国外間接譲渡に新規定を公布

本アラートの分析対象法規:

- 国家税务总局、2015年2月3日公布「非居住者企業による財産の間接譲渡に関する企業所得税の若干問題の公告」、国家税务总局2015年第7号(以下、「7号公告」)
- 国家税务总局、2009年12月10日公布「非居住者企業による持分譲渡の所得における企業所得税管理の強化に関する通知」、国税函[2009]698号通達(以下、「698号通達」)
- 国家税务总局、2011年3月28日公布「非居住者企業所得税管理における若干問題に関する公告」、国家税务总局公告2011年第24号(以下、「24号公告」)

背景

中国の国家税务总局(以下「SAT」)は、以前より待望されていた「7号公告」を2015年2月3日付けで公布した。当該公告の公布は2009年公布の698号通達と24号公告について、非居住者企業が国外において、中国持分の間接譲渡に対する企業所得税の申告と納税の義務についてより全面的、新たに規定したものである。

7号公告では、対象となる取引スキームの判定について、最新の一般租税回避防止管理弁法を関連付けることで、一般租税回避防止管理弁法に定めた立案と結審に関する具体的な判断基準を活用した。これは朗報である。同公告には、徵收管理における企業所得税の源泉徵收と罰則について定められていることから、商取引の売手と買手双方が同時にリスクを負担することになる。しかし、7号公告の徵收管理プロセスに関する規定には未だ不明瞭な点が残されているため、SATによる明確化が期待される。全体的に見ると、7号公告は、多国籍企業が行う中国の企業と資産に係る合併と再編に重要な影響を与える可能性が大きいため、多国籍企業は当該新規定を詳細に検討して、現行の組織構成及び影響を受ける可能性のある取引行為を見直す必要がある。

7号公告による申告範囲の改定と徵收管理の見直し

7号公告と698号通達は複数の点で著しく異なっている。その詳細は下記のとおりである。

- 間接譲渡に関する税務評価を行う必要のある「中国課税資産」範囲の大幅な拡大
- 源泉徵收義務の履行と罰則および取引申告方法の明確化と追加
- 取引が「合理的な商業目的」を有していない場合の課税対象となるか否かの判定に対し、更なるガイドラインの提示ならびに「セーフハーバールール」(即ち、合理的な商業目的を有しているとみなされるべき間接譲渡取引)の制定

本アラートの分析対象法規:

- 国家税務総局公式サイト、2015年2月6日公布「非居住者企業による財産の間接譲渡に関する企業所得税の若干問題の公告」及び国家税務総局の解釈
- 国家税務総局、2014年12月2日公布、2015年2月1日発効「一般租税回避防止管理弁法(試行)」(以下、「一般租税回避防止管理弁法」)、国家税務総局令第32号
- 国家税務総局、2009年1月1日公布「非居住者企業の所得税源泉徴収管理暫定弁法」、国税発[2009]3号(以下、「3号通達」)

それと同時に、SATは、新規定のガイドラインとなる7号公告に関する解釈を公布した。698号通達と比較して7号公告には下記の問題点を含んでいる。

- 適用対象取引
- 取引の申告と納税の方法
- 合理的な商業目的の定義
- 特別免除あるいはセーフハーバールール適用の可否
- 課税管理に関するその他事項の把握

適用対象取引

698号通達の更新となる7号公告では、企業所得税の対象となる間接譲渡取引の範囲が拡大された。また、同公告は「非居住者企業が合理的な商業目的を持たない行為を通じて中国居住者企業の持分などの財産を間接譲渡し、企業所得税の納付義務を回避する場合に、企業所得税法第47条の規定(即ち一般租税回避防止規定)に従って当該間接譲渡取引の性質を再認定し、中国居住者企業の持分など財産の直接譲渡として認識すべきである」と規定している。

698号通達で規定された中国の納税者である居住者企業の持分間接譲渡の範囲に比べると、「財産(中国居住者企業の権益投資を含む)」の対象範囲は拡大された。同通達第1条には、財産とは「非居住者企業が直接保有し、かつ譲渡による所得について中国税法規に基づき、中国で企業所得税を納付すべき中国国内の機構・事業拠点の資産、中国国内の不動産、中国居住者企業の権益投資資産などをいう」と明記されている。

698号通達と同様に、7号公告の適用対象についても、中国課税資産を直接または間接保有する非居住者企業の持分譲渡がある。しかし、同公告の第1条では、適用対象が国外企業の持分売買だけに制限されていないことが示されている。対象となるものとしては、国外企業の「持分と他の類似権益」に関する取引および「中国課税資産の直接譲渡と同一または同様の実質的な結果をもたらす取引があり、非居住者企業の再編による国外企業の株主の変化も含む」と明確にしている。

このように拡大された適用範囲によれば、国外企業の持分変動に起因する国外取引による中国課税資産の間接譲渡も含まれることになる。パートナーシップ権益または転換可能な負債の譲渡、および持分の希薄化などの取引も含まれる可能性がある。しかし、課税対象となる取引は「企業所得税の納税義務を回避する」および「合理的な商業目的を持たない行為」と限定されている。その判定プロセスは下記のとおりである。

申告・納税と源泉徴収の義務

取引が第1条の定義を満たし、同時に「企業所得税の納税義務を回避する」および「合理的な商業目的を持たない行為」に該当する場合に、譲渡される「中国課税資産」の性質次第で、譲渡側と源泉税徴収義務者は申告手続と税徴収の義務を負うことになる。

第2条と第7条に基づき、国外企業が中国国内に設立する機構と事業拠点の資産の間接譲渡(国外企業またはさらに高いレベルの国外企業の譲渡)による所得は譲渡された中国国内の機構と事業拠点の年次納税申告表に算入される。従って、それに関する所得は当該恒久的施設(PE)の年商の一部として企業所得税の計算対象になり、関連する租税条約を適用する。これは、関連する所得が税務上ののみなし利益の判定結果に基づいて、税率25%の企業所得税を計算することを意味している。7号公告では、納税申告に際して当該所得を課税対象に含めない場合のペナルティを説明していないが、収入の過少申告に対しては通常の罰則が適用される可能性がある(日割り0.05%の延滞金および過少納付分の50%以上5倍以下の罰金)。

中国国内の不動産、または中国居住者企業の権益投資資産の譲渡において、当該資産が中国国内の機構または事業拠点に帰属しない場合、その所得に対して源泉徴収が行われる。また、第2条と第8条に基づき、源泉徴収義務者は、「関連する法規定または契約条項に従って、持分譲渡側に対価支払の義務を直接負担する事業体または個人」をいい、一般的には買収取引の買手がそれに該当する。

また、3号通達の源泉徴収義務の関連条項に基づき、企業は納税義務発生日より7日以内に源泉企業所得税の徴収を行い、管轄税務機関に納付しなければならない。なお、同通達第8条および第15条に基づき、納税義務発生日とは、持分譲渡契約あるいは協議書が発効し、かつ国外企業が取引を完了して持分の所有者を変更する日付である。第8条はまた、源泉徴収制度の補足措置も規定している。源泉徴収義務者が取引発効日より7日以内に所得税の源泉徴収を履行していない場合、持分譲渡側が納税申告の義務を履行することになる。このことから、698号通達では、国外買手が、税務機関から間接譲渡の再認定に関する税務評価通知を受けてから納税義務を負担することになっていたが、今回の新規定では、納税時点を大幅に繰り上げられた。

報告上の要件

取引の報告についての要件にも著しい変化が生じている。従来、698号通達では、譲渡側あるいは売手が、譲渡される国外企業の所在地国(地域)で負担する実質的な税負担が限度額を下回る場合は税務機関に当該取引を報告しなければならなかった。それに対して、7号公告の源泉徴収制度は報告上の要件は、取引当事者に一定の自主権を与えるものとなった。そのため、新制度では、報告すべき当事者の範囲は大幅に拡大している。取引双方と持分が間接譲渡された中国居住者企業などの当事者は報告義務履行の方法を自主的に決定することができる。また、これは新制度でも改定され、税務機関がさらに幅広いルートから取引関連情報の収集を行うことができるようになった。詳細は下記のとおりである。

まず、税務機関は取引全体を把握後、第10条に基づき譲受側、譲渡側、譲渡される中国居住者企業(該当する場合)、取引に関わる計画者に一連の資料と情報を求める権利を有する。各当事者はこの要件に従って手続きを行わなければならない。

さらに、各取引当事者は第9条に基づき自主的に情報を提供することができる。新規定には罰則軽減の条項が追加されたことから、他方の支配を受ける関連者間取引(グループ内取引)の場合ではなく、取引双方の行為が、取引当事者のいずれの支配を受けない場合(すなわち非関連者取引)の自発的な情報提供が増えると考えられる。

また、7号公告では買手にも源泉徴収義務が導入されたことから、「中華人民共和国税収徵収管理法」に基づき、買手にも未納付額の50%以上3倍以下の罰金を課される可能性がある。しかし、第8条に基づけば、源泉徴収義務者と持分譲渡側の双方いずれも納付を怠っている場合、源泉徴収義務者が持分譲渡契約あるいは協議書の締結日より30日以内に指定文書と情報を自発的に提出すれば、罰則の軽減または免除が適用されるとなっているが、その減免の程度はまだ不明確である。

同様に、第13条も、源泉徴収義務者と持分譲渡側の双方いずれも納付していない場合、持分譲渡側または売手は罰則を軽減するために持分譲渡契約および協議書の締結日より30日以内に税務機関に指定文書を提出ができると定めている。これを怠ると、罰金延滞利息は追加納税期間と同期間の中国人民銀行の貸付基準金利プラス5%となる。さらに、同一の国外企業の持分譲渡が行われ、企業が中国課税財産の間接譲渡取引について2か所以上の納税地域にまたがって納付しなければならない場合、譲渡側は同じく、罰則の軽減を図るために各管轄税務機関にそれぞれ申告資料を提出することが必要となる。

自発的な報告に際して税務機関に提出する必要がある指定資料は下記のとおりである。

- 持分譲渡契約(英語・中国語版)
- 持分譲渡前後の企業持株構成図
- 国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業の直近二年分の財務諸表
- 7号公告第1条に適用しない理由(例:「特別免除」または「セーフハーバールール」適用取引)

税務機関の要求可能性があるその他情報は下記のとおりである。

- 中国課税資産を間接譲渡する取引全体の取り決めに関する意思決定と実行過程の情報
- 国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業の生産経営、人員、財務、財産などの情報及び内部・外部の監査状況

- 国外での持分譲渡価格を確定するのに用いた資産評価報告書及びその他の価格決定根拠
- 中国課税財産の間接譲渡する取引の国外における所得税の納稅状況
- 「特別免除」及び「セーフハーバールール」適用に関する証拠・情報
- その他の関連する資料

合理的な商業目的

上述の報告要件と納稅義務は「合理的な商業目的を持たず」、かつ「企業所得税の納稅義務を回避する」取引にのみ適用される。第 3 条規定に基づき、合理的な商業目的の判定に際して、「中国課税資産の間接譲渡に関するすべての行為を包括的に考慮しなければならない」。すなわち、SAT は 7 号公告の解釈において、分析は「形式より実質」の原則に従つて行われるべきであると指摘している。

7 号公告で採択する方法と、最新公布された一般租税回避防止管理弁法（詳細は [KPMG「中国税務速報」第 1 回（2015 年 1 月）](#) を参照）はほぼ一致するものであり、添付の SAT による記者質疑応答でも、「合理的な商業目的を持たない」と「税務上のペネフィットの獲得」を目的とすることが一般租税回避防止の判定に関する「2 つの重要な要素」であると掲示している。このため、規定に一貫性を持たせるため、7 号公告第 1 条と第 11 条はいずれも管轄税務機関が一般租税回避防止の関連規定に基づいて、持分の間接譲渡の立案のための調査と調整の手続きを行わなければならないと定めている。

合理的な商業目的の判断に際して、7 号公告第 3 条は「実際の状況を踏まえて包括的な分析を行うべきである」と規定しており、特に分析すべき要素は下記のとおりである。

1. 国外企業の持分の主要な価値が、直接または間接的に中国課税資産により生じたものであるか。
2. 国外企業の資産が、主に直接または間接的に中国国内の投資により形成されたものであるか、または国外企業が取得する主要な収入の直接または間接的な源泉が中国国内にあるか。
3. 国外企業が直接または間接的に保有する中国課税資産に属する企業が実際に履行している機能と負担しているリスクから、企業の組織構成に経済的実質があるといえるか。SAT は 7 号公告の解釈の中で、譲渡される国外企業の人員、資産、収入などの経営財務情報に着目し、譲渡される企業のグループ企業内の実質的な経済意義を分析しつつ、所属業界の差異と特徴に注意する必要があることを指摘している。
4. 国外企業の出資者、ビジネスモデル、関連する企業の組織構成の存続期間。SAT は 7 号公告の解釈の中で、1 つの例示をもって国外企業が国外の間接譲渡のために、中国課税財産を保有することを目的として短期間に中間持株企業を設立したような場合、このような取引アレンジメントは合理的な商業目的の判定に不利となることを指摘している。
5. 中国課税資産の間接譲渡取引の中国国外所得稅の納付状況。SAT は 7 号公告の解釈において、納付すべき外国税目が、中国課税財産の直接譲渡によって発生する税額を下回るか、あるいは譲渡取引から税務上のペネフィットを得るか否かを確定するため、納稅の状況について持分譲渡側の居住者国での納稅状況および譲渡対象の所在地国での納稅状況を考慮するだけでなく、欠損金の繰越などその他の要素も検討すべきであると指摘している。
6. 中国課税資産の持分譲渡者による間接投資・間接譲渡と、中国課税資産の直接投資・直接譲渡の間での変換が可能か否か。SAT は 7 号公告の解釈において、市場参入、取引の審査・承認手続き、取引コンプライアンス、取引目標などを考慮すべきことを示している。
7. 中国課税資産の間接譲渡による中国での適用可能な租税条約・協定書の適用状況。
8. その他の関連する要素

「合理的な商業目的」を有しないとみなされる取引

7号公告に基づき、ある種の取引行為は「自発的に」合理的な商業目的を有しないことを示している。第4条に基づき、どのような取引行為であっても下記のすべての要件を同時に満たしている場合、合理的な商業目的を有しないと直接認定される。

1. 中国国外企業持分の75%以上の価値が直接または間接的に中国課税資産を源泉としている場合
2. 中国課税資産の間接譲渡取引が発生する以前の1年間における任意の時点で、中国国外企業の資産総額(現金は対象外)の90%以上が直接または間接的に中国国内への投資により構成されているか、または中国課税資産の間接譲渡取引が発生する1年以内における中国国外企業の収入の90%以上の源泉が直接または間接的に中国国内に存在する場合
3. 中国国外企業と直接または間接的に中国課税資産を保有する傘下企業が、所在地国(地域)において登録され、法律上要求される組織形態を満たしているが、実際に果たす機能と負担するリスクが限定的で、その経済的実体に裏づけのない場合
4. 中国課税財産の間接譲渡取引に対する中国国外での所得税負担が、中国課税資産を直接譲渡した場合に生じる税負担を下回る場合

特別免除およびセーフハーバールール

7号公告の良い側面は、下記の各事項について「特別免除」が導入されたことである。

- (i) 公開市場での売買対象となった国外上場企業の持分(同一の公開市場での売買対象となった持分を取得し、かつ処分することに限定)。しかし、新規株式の公募前の投資と株式公開発行に関わる私募取引は対象外
- (ii) 中国国外の譲渡者による中国課税資産を直接譲渡するとみなされる場合、租税条約に基づき当該資産の譲渡所得に対して納付不要の免税措置を享受可能
- (iii) 第5条と第6条の条件に合致するグループ内の再編

グループ内再編に関わる免除措置を受けるには、共有持分テストの要求に適う必要がある。持分譲渡者が直接・間接に持分譲受者の80%以上の持分を保有している。または持分譲受側が直接・間接に持分譲渡側の80%以上の持分を保有している。或いは同一支配者が直接・間接に持分譲渡者と譲受者の80%以上の持分を保有している。但し譲渡される中国国外企業の持分価値の50%以上が中国不動産に由来している場合に上記の持分比率を100%まで引き上げる。

持分譲渡者が支払う持分上の対価は、すべて自社または支配関係を有する企業の持分(上場企業の持分は対象外)である必要がある。

譲渡される中国国外企業には、それ以降に生じる再譲渡に関する中国での税務処理が再編免除取引の影響を受けることがあってはならない。そのため、SATがその解釈の中で1例を挙げて説明している。中国国外企業(中国課税資産を保有する)の持分が他のグループ企業に譲渡された場合、このグループ企業の所在地国が、中国と締結した租税条約に基づいて中国課税資産を所有する中国国外企業の譲渡による所得について免税措置を享受できるならば、グループ内再編の免除と「セーフハーバールール」は適用不可となる。

重要な点として、例え譲渡取引が再編免除の要件に合致するか否かにかかわらず、当該取引が合理的な商業目的の判定に影響を与えることはない。SATの7号公告の解釈は、合理的な商業目的の判定については第3条に基づくことを明記している。

その他の徵収管理事項

上記のように、第 11 条の規定に基づき管轄税務機関が中国課税資産の間接譲渡取引に対する立案の調査および調整を行う必要がある場合、一般租税回避防止管理弁法の関連規定に従って執行する。しかしながら、源泉徵収義務者が源泉所得税を納付する場合、もしくはその納付を怠った税金を持分譲渡者が追納する場合、さらには、譲渡対象となった機構・事業拠点の財産についても間接譲渡の企業所得税を申告・納付する場合など、徵稅方法、租税回避防止調査、税金査定手続をどのように整合して施行するかの課題解明が残されている。

しかし、第 8 条の規定に基づけば、管轄税務機関は、税金の国庫金振込後 30 日以内に SAT に報告届出を行わなければならない。そのため、SAT が指導する一般租税回避防止管理弁法の規定に基づき管轄税務機関は納付すべき税金の再審議・再調整を行う可能性がある。

第 19 条では、第 24 号公告および 698 号通達の次の内容を廃止した。

- (i) 複数の国外投資者は同時に中国居住者企業持分の間接譲渡を行う場合、その一方が他方の当事者を代表して管轄税務機関に資料を提出できる。
- (ii) 国外投資者が同一省市区に所属しない複数の中国居住者企業の持分を同時に間接譲渡する場合、中国居住者企業のうちの 1 社の所在地管轄税務機関に資料を提出すればよい。

このため、国外投資者は複数の管轄税務機関に報告することになった。第 12 条の規定に基づけば、各管轄税務機関は、税金計算方法について意見を統一しなければならず、合意が得られない場合、共通の上級税務機関に報告して調整を求めなければならぬ。

そのほかは、第 19 条の規定に基づき、新規則が 7 号公告の公布日より施行されるが、7 号公告の公布以前の取引に対しては、698 号通達に応じた税務申告または処理を行われていない譲渡取引に対しても 7 号公告が遡及適用されることに注意しなければならない。

KPMGの所見

698号通達は2009年12月10日に公布されてから5年以上が経過した。その間、外国投資者の間では、中国でもっとも厄介なものは、中国の持分の国外間接譲渡に関する租税ルールであるといわれてきた。

698号通達は、慣例と大きく乖離したことから、議論の的となった(不動産投資の所得に関する課税慣例と異なり欧米諸国が一般的に適用しないような持分の国外間接譲渡の規則を使用した)。しかし、過去5年間に同規則は、国際的租税回避を取り締まるツールとして、次第に納税者に受け入れられるものとなった。多くの発展途上国では、中国パターンを参考にして新しい租税ルールを制定しただけでなく、国際通貨基金(IMF)と経済協力開発機構(OECD)も、この規則が二重非課税を取り締まる有効な手段であることを認めた。

これらを背景として、SATは、7号公告を通じて、全体的な持分海外間接譲渡規則を発表した。中国の習近平主席は、2014年11月16日開催の20か国・地域(G20)財務相・中央銀行総裁会議で、経済協力開発機構の税源侵食および利益移転(OECD-BEPS)方針について、クロスボーダー租税回避を取り締まるよう指示した。その結果、中国では、2014年12月に、新たな一般租税回避防止管理弁法が公布されることになった。7号公告は重要なクロスボーダー租税回避防止措置の第2弾である。

7号公告の規定は、新たな一般租税回避防止管理弁法を厳守し、企業所得税に対する納税回避行為と合理的な商業目的のない取引に課税することのみを目的としている。この措置が歓迎される理由は、原則として持分の国外間接譲渡の取り扱いに対して、管轄税務機関の今までの実務慣行から解放するものとなったためである。これまでの扱いは、管轄税務機関が課税決定を行う場合、国外企業の人員、場所、その他の事業資産、運営などを重視するものとなっており、合理的な商業目的の議論を無視してきた。また、セーフハーバールールに基づいて、租税条約を同時に適用した減免措置を「見抜く方法」も公表した。しかしながら、持分の国外間接譲渡に関する規則にも未だ下記のような重要な課題を抱えている。

源泉徴収制度

取引に対する企業所得税の納税を要するか否かを決定する際に、税務目的と合理的な商業目的の評価を重視することは、租税政策の執行に際して採用される源泉徴収の仕組みによって弱められてしまうかもしれない。源泉徴収義務者は、取引が合理的な商業目的テストの要求に合致するか否かを判断する場合、一般租税回避防止管理弁法を基にして分析を行い、税務機関が認める課税額を推測するようになるからである。

源泉徴収義務者が源泉税徴収を履行しない、もしくは納付税額全額を源泉税徴収しない場合には、一定の処罰を受けかねない。30日以内に資料を提出することにより責任を軽減、もしくは免除が可能になるとしても、源泉徴収義務者は「合理的な商業目的」を評価する場合に最悪の仮説を考慮し、売買代金の大部分を源泉徴収して税務機関に納付する可能性がある。源泉徴収義務者は源泉徴収の必要があるか否かを判断する場合、698号通達に従った以前の実例を参考とし、譲渡を受けた国外企業が商業的実質を十分に有していない場合は源泉税徴収が行われるに違いないと考えるだろう。

一般租税回避防止管理弁法の税務評価と手続きは、SATによる調査と評価確認が求められるが、税務機関による税務調整の結審前に納税者に異議申し立ての機会を与える。現在のところ、一般租税回避防止管理弁法の税務評価・手続きと源泉徴収制度をどのように整合するかは未だに不明確なままである。そのため、7号公告に基づいて徴収した最終税額と、一般租税回避防止管理弁法に基づいて徴収した税額を一致させるために、同管理弁法における異議申立の規定と再審査メカニズムが持分の間接譲渡取引にも適用されることを明確にする必要があり、かつ必要に応じて可能な限りすみやかに納税者へ税金還付を行うことが求められる。しかしながら、再審査および税金還付の前例がなかったことから、その際、税務機関の執行手続きを大幅に変更しなければならないだろう。

7号公告に基づけば、源泉徴収義務者にとっては、30日以内に資料を提出して責任の軽減もしくは免除を得て、源泉徴収責任を完全に除外できればそれに越したことはない。それでこそ、税金還付の複雑な手続きを回避することができ、税務当局と譲渡側が、一般租税回避防止管理弁法の調査と評価方法によって、一般租税回避防止管理弁法が定めるとおり、課税額の評価を行うだけよいことになる。

SATが7号公告の施行初期の段階に上記の事項を明確にすることが望まれている。

施行過程の全体では、売買双方は下記の原因から、合併あるいは買収取引の潜在的な税務責任について判断できず、かつ買手が委託管理または源泉徴収対象金額についても合意できない可能性がある。

- 1) 7号公告では、中国資産の評価についてガイドラインの提示がない
- 2) 現行の中国の資本収益に対する評価方法に内在する不確実性
- 3) 売買双方において合理的な商業目的の解釈をめぐって回避不可のギャップがある。売買双方が回避できない税務上の責任を負っているため、上記の問題点によって取引交渉が延長されるなど、外部コンサルタントに依頼する度合いが高まっている

その他の課題

7号公告におけるその他の課題は下記のとおりである。

- **株式の希薄化および債券:広義の間接譲渡の定義によれば、株式の希薄化および転換債券の譲渡も間接譲渡の対象となる可能性がある。**
- **上場企業の株式に対する免除措置:**この免除措置は上場前の投資および上場企業の株式の個人的な売却には適用されない。
- **グループ内再編に対する減免措置:**多くの企業は譲受側または関連者会社の持分を持分取引代価とする要求がビジネス上のニーズから離れ、かつ、再編を複雑化する要求だと考えがちである。当該公告の条文によると、譲受側およびその子会社の持分のみを対価とするか否か、またはグループ内他社(例:譲受側の親会社)の持分も対価とすることができるか否かも明確されていない。このほか、事業分割に適用される税務減免範囲も未だ不明確である。
- **源泉徴収に対する救済措置:**7号公告に従い、源泉徴収義務者が源泉税の全額、または一部を納付していない場合、譲渡者は管轄税務機関に税金の申告と納付を行わなければならない。それを怠れば、処罰を課される可能性がある(たとえ要求に沿って30日以内に資料を提出したとしても、通常の罰則規定が適用される)。しかし、この規

定の施行は実務上非常に困難である。譲渡者は、源泉徴収義務者と同様に、税務機関から取引行為が合理的な商業目的を有していないという判断を受けることを予測することのほかにも、源泉徴収義務者による源泉徴収義務の不履行を発見し、取引発効日から7日以内に所得税の納付を行わなければならない。

- **複数の管轄税務機関に関する譲渡:** 24号公告で定められた中国居住者企業のうちの1社の所在地管轄税務機関に資料を提出できるという簡便な方法はすでに廃止された。なお、7号公告における複数の管轄税務機関に関与する場合、各管轄税務機関が税金計算方法を相互告知の上、合意に至ったのち、税金の国庫振込を行うと規定されている内容も十分に明確ではない。各管轄税務機関による売買代金と合併買収費用の配賦基準および受入可能な見積方法に関するガイドラインが欠落しているため、納税者の投資計画をさらに複雑化している。この不確定要素は外国からの投資に支障をきたす可能性がある。
- **移行段階にある規定:** 7号公告の公布日前に発効したもの（譲渡契約発効日と株主登録更新日）、税務機関の評価を受けていない取引については、新規則に則って納税する必要があると考えられる。このために、2008年1月1日に新企業所得税法下において一般租税回避防止管理弁法が施工された後、未申告の譲渡取引のすべてに新規則が適用される可能性がある。

SATは、新規則の実行に当たり、上記の事項を明確化することが期待されている。そのため、過渡的段階にある期間では、中国へ投資する外国投資者は下記の事項を検討しておかなければいけない。

- 2008年1月以降に発効した間接譲渡取引の納税状況を見直すこと
- 「セーフハーバールール」、「特別免除」を享受可能な資格に関する評価、企業の経営的実質と果たす機能の評価、自発的申告によるペネフィットの検討が、国外持分取引契約条件の交渉より優先すべきであり、委託管理の取り決めまたは源泉税徴収の必要性も検討対象である。
- 間接譲渡の合理的な商業目的と経済的実質を証明するために、詳細な文書記録を保存しておかなければいけない。これゆえに、プロフェッショナルなタックスコンサルタントの支援を求めるることは極めて重要となり、併せて、税務申告・調査・異議などの事項について税務機関との交渉に有益となる
- 7号公告に準拠して納付した税金は、譲渡者の母国において外税控除申告が行えるか否かを検討し確認しておかなければならない

Khoonming Ho Partner in Charge, Tax China and Hong Kong SAR Tel. +86 (10) 8508 7082 khoonming.ho@kpmg.com	Northern China David Ling Partner in Charge, Tax Northern China Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Jessica Xie Tel. +86 (10) 8508 7540 jessica.xie@kpmg.com	Henry Ngai Tel. +86 (21) 2212 3411 henry.ngai@kpmg.com	Jean Jin Li Tel. +86 (755) 2547 1128 jean.j.li@kpmg.com	Charles Kinsley Tel. +852 2826 8070 charles.kinsley@kpmg.com
Beijing/Shenyang David Ling Partner in Charge, Tax Northern China Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Irene Yan Tel. +86 (10) 8508 7508 irene.yan@kpmg.com	Brett Norwood Tel. +86 (21) 2212 3505 brett.norwood@kpmg.com	Lilly Li Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	John Kondos Tel. +852 2685 7457 john.kondos@kpmg.com	
Tianjin David Ling Partner in Charge, Tax Northern China Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Vaughn Barber Tel. +86 (10) 8508 7071 vaughn.barber@kpmg.com	Sheila Zhang Tel. +86 (10) 8508 7507 sheila.zhang@kpmg.com	Yasuhiro Otani Tel. +86 (21) 2212 3360 yasuhiro.otani@kpmg.com	Kelly Liao Tel. +86 (20) 3813 8668 kelly.liao@kpmg.com	Kate Lai Tel. +852 2978 8942 kate.lai@kpmg.com
Eric Zhou Tel. +86 (10) 8508 7610 ec.zhou@kpmg.com	David Chamberlain Tel. +86 (10) 8508 7056 david.chamberlain@kpmg.com	Tiansheng Zhang Tel. +86 (10) 8508 7526 tiansheng.zhang@kpmg.com	Amy Rao Tel. +86 (21) 2212 3208 amy.rao@kpmg.com	Donald Lin Tel. +86 (20) 3813 8680 donald.lin@kpmg.com	Alice Leung Tel. +852 2143 8711 alice.leung@kpmg.com
Qingdao Vincent Pang Tel. +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Tony Feng Tel. +86 (10) 8508 7531 tony.feng@kpmg.com	Tracy Zhang Tel. +86 (10) 8508 7509 tracy.h.zhang@kpmg.com	John Wang Tel. +86 (21) 2212 3438 john.wang@kpmg.com	Grace Luo Tel. +86 (20) 3813 8609 grace.luo@kpmg.com	Steve Man Tel. +852 2978 8976 steve.man@kpmg.com
Shanghai/Nanjing Lewis Lu Partner in Charge, Tax Central China Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	John Gu Tel. +86 (10) 8508 7095 john.gu@kpmg.com	Abe Zhao Tel. +86 (10) 8508 7096 abe.zhao@kpmg.com	Jennifer Weng Tel. +86 (21) 2212 3431 jennifer.weng@kpmg.com	Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Ivor Morris Tel. +852 2847 5092 ivor.morris@kpmg.com
Chengdu Anthony Chau Tel. +86 (28) 8673 3916 anthony.chau@kpmg.com	Josephine Jiang Tel. +86 (10) 8508 7511 josephine.jiang@kpmg.com	Central China Lewis Lu Partner in Charge, Tax Central China Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	Grace Xie Tel. +86 (21) 2212 3422 grace.xie@kpmg.com	Bin Yang Tel. +86 (20) 3813 8605 bin.yang@kpmg.com	Kari Pahlman Tel. +852 2143 8777 kari.pahlman@kpmg.com
Hangzhou John Wang Tel. +86 (571) 2803 8088 john.wang@kpmg.com	Li Li Tel. +86 (10) 8508 7537 li.li@kpmg.com	Anthony Chau Tel. +86 (21) 2212 3206 anthony.chau@kpmg.com	Bruce Xu Tel. +86 (21) 2212 3396 bruce.xu@kpmg.com	Lixin Zeng Tel. +86 (20) 3813 8812 lixin.zeng@kpmg.com	Benjamin Pong Tel. +852 2143 8525 benjamin.pong@kpmg.com
Guangzhou Lilly Li Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	Thomas Li Tel. +86 (10) 8508 7574 thomas.li@kpmg.com	Cheng Chi Tel. +86 (21) 2212 3433 cheng.chi@kpmg.com	Michelle Zhou Tel. +86 (21) 2212 3458 michelle.b.zhou@kpmg.com	Hong Kong Ayesha M. Lau Partner in Charge, Tax Hong Kong SAR Tel. +852 2826 7165 ayesha.lau@kpmg.com	Malcolm Prebble Tel. +852 2684 7472 malcolm.j.prebble@kpmg.com
Fuzhou/Xiamen Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Simon Liu Tel. +86 (10) 8508 7565 simon.liu@kpmg.com	Cheng Dong Tel. +86 (21) 2212 3410 cheng.dong@kpmg.com	Southern China Eileen Sun Partner in Charge, Tax Southern China Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Chris Abbiss Tel. +852 2826 7226 chris.abbiss@kpmg.com	Murray Sarelius Tel. +852 3927 5671 murray.sarelius@kpmg.com
Shenzhen Eileen Sun Partner in Charge, Tax Southern China Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Alan O'Connor Tel. +86 (10) 8508 7521 alan.oconnor@kpmg.com	Chris Ho Tel. +86 (21) 2212 3406 chris.ho@kpmg.com	Penny Chen Tel. +86 (755) 2547 1072 penny.chen@kpmg.com	Darren Bowdern Tel. +852 2826 7166 darren.bowdern@kpmg.com	John Timpany Tel. +852 2143 8790 john.timpany@kpmg.com
Hong Kong Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com	Vincent Pang Tel. +86 (10) 8508 7516 +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Dylan Jeng Tel. +86 (21) 2212 3080 dylan.jeng@kpmg.com	Vivian Chen Tel. +86 (755) 2547 1198 vivian.w.chen@kpmg.com	Yvette Chan Tel. +852 2847 5108 yvette.chan@kpmg.com	Wade Wagatsuma Tel. +852 2685 7806 wade.wagatsuma@kpmg.com
Christopher Mak Tel. +86 (21) 2212 3409 christopher.mak@kpmg.com	Ho Yin Leung Tel. +86 (21) 2212 3358 ho.yin.leung@kpmg.com	Sunny Leung Tel. +86 (21) 2212 3488 sunny.leung@kpmg.com	Sam Fan Tel. +86 (755) 2547 1071 sam.kh.fan@kpmg.com	Rebecca Chin Tel. +852 2978 8987 rebecca.chin@kpmg.com	Lachlan Wolfers Tel. +852 2685 7791 lachlan.wolfers@kpmg.com
Michael Wong Tel. +86 (10) 8508 7085 michael.wong@kpmg.com	Joseph Tam Tel. +86 (10) 8508 7605 laiyu.tam@kpmg.com	Michael Li Tel. +86 (21) 2212 3463 michael.y.li@kpmg.com	Ricky Gu Tel. +86 (20) 3813 8620 ricky.gu@kpmg.com	Matthew Fenwick Tel. +852 2143 8761 matthew.fenwick@kpmg.com	Christopher Xing Tel. +852 2978 8965 christopher.xing@kpmg.com
Angie Ho Tel. +86 (755) 2547 1276 angie.ho@kpmg.com	Stanley Ho Tel. +852 2826 7296 stanley.ho@kpmg.com	Barbara Forrest Tel. +852 2978 8941 barbara.forrest@kpmg.com	Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com	Daniel Hui Tel. +852 2685 7815 daniel.hui@kpmg.com	Adam Zhong Tel. +852 2685 7559 adam.zhong@kpmg.com

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2015 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.